

山梨県公報

号外第四十六号

平成三十年

十月二十五日

木曜日

目次

選挙管理委員会

- 山梨県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程……………一
○政治団体の名称等の届出……………一

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会規程第三号

山梨県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年十月二十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 彥

山梨県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

山梨県選挙事務取扱規程(平成十二年山梨県選挙管理委員会規程第二号)の一部を次のように改正する。

第六号様式備考中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 投票用紙には、それぞれの選挙名を強調した表記をすることができるとする。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

山梨県選挙管理委員会告示第三十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項及び第七条の規定による届出が次のとおりあった。

平成三十年十月二十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 彥

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
笠井たつお後援会	河西将勝	笠井庸子	西八代郡市川三郷町岩間一四〇五一―一	平成三十年九月六日	平成三十年九月六日
政雄会	村松広光	相原博	中央市木原八〇〇	平成三十年九月十二日	平成三十年九月二十五日
内田ともひろ後援会	内田倫弘	内田かおり	上野原市上野原二〇〇五―二	平成三十年九月二十五日	平成三十年九月二十七日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	笠井たつお後援会		笠井京子		平成三十年九月六日	平成三十年九月十日
旧			笠井庸子			